

## ◆新発田市からのお知らせ◆

# コロナに対応した新事業、業態転換、販路拡大を応援します！

## 新発田市業態転換(ステップアップ)補助金のご案内

### 事業概要 (補助率・補助額・受付期間)

新発田市内の事業者が、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済の変容に適応するため、現在の業態からの業態転換や新事業の立ち上げを行うために必要な経費の一部を市が補助します。

補助率	2分の1
補助額	5万円～50万円
受付期間	令和4年9月30日(金)まで

※予算上限に達し次第、受付を締め切らせていただきます。  
予めご了承ください。

※「新潟県新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金 (県補助) 【一般型】・【重点型】」の付け足し補助も可能です。

### 対象者

新発田市内に本社・本店を有する法人または個人事業主である者。 ※業種は問いません。

### 補助対象経費

#### (1) 県補助の交付を受ける事業者 (県補助の付け足し補助)

- ① 県の決定を受けた事業の自己負担分 (総事業費から県補助額を引いた分) の2分の1
- ② 上記①の事業にかかる下表に掲げる市独自対象経費の2分の1

補助上限額は、  
①と②合計で50万円

県対象外経費 (市単独対象経費)	令和5年2月10日(金)までに支払いが完了する、業態転換を展開する上で必要となる経費 ・初期費用 免許取得費、登録料 (フランチャイズ登録料等)、セミナー参加費 など ・運営経費 人件費、固定費 (家賃・駐車場代等)、消耗品費 など
---------------------	--

**⚠ 既に購入済みの物品等に係る経費や転換・導入済みの事業は対象外となります。**

ただし、新潟県の「新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金」の付け足し補助を受ける場合は、県の決定を受けた事業 (経費) であれば申請前に着手した事業 (経費) でも対象とします。

#### (2) 県補助の交付を受けない事業者 (市単独補助)

- ・令和5年2月10日(金)までに支払いが完了する以下の経費の2分の1。

補助上限額は、50万円

機械装置等費	事業遂行に必要な機械、装置、什器、備品等の購入、製造、改良、据付け等に要する経費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
外注費	上記いずれにも該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注 (請負) するために支払われる経費
その他経費 (市単独対象経費)	業態転換を展開する上で必要となる経費 ・初期費用 免許取得費、登録料 (フランチャイズ登録料等)、セミナー参加費 など ・運営経費 人件費、固定費 (家賃・駐車場代等)、消耗品費 など

**⚠ 既に購入済みの物品等に係る経費や転換・導入済みの事業は対象外となります。**

**⚠ ただし、すべてにおいて業態転換や新規事業立ち上げに係る費用とします。また、「広報費のみ」や「人件費のみ」など、特定の経費のみを単独で申請することはできないものとします。**

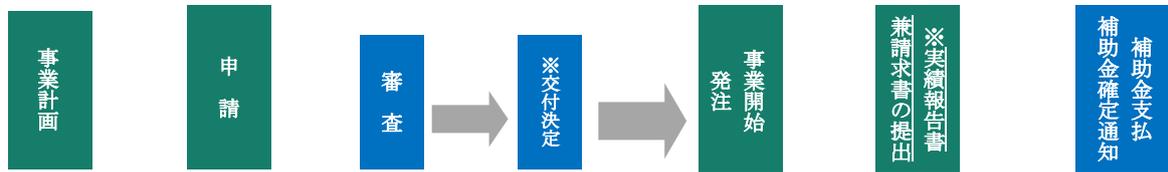
**裏面あり** (必要書類、申請の流れ、業態転換例、自己負担イメージ)

## 必要書類

- ① 新発田市業態転換補助金交付申請書（第1号様式） ② 事業計画書（第2号様式） ③ 補助対象経費内訳書（第3号様式）  
 ④ 申請する経費の価格・仕様が分かる資料（カタログ等） ⑤ 県補助の付け足し補助を受ける場合は、県に提出した書類一式  
 ⑥ 申請する経費の見積書（書式は任意、写し可）

※ ただし、市単独申請の場合に限り、2社以上の相見積もり必須。

## 申請の流れ



※審査から決定には  
1週間程度頂戴します。

※「実績報告書兼請求書」は、  
「決定通知書」とともに送付します。

## 事業転換・新規事業立ち上げ例

### 業態転換の形態 及び 新規事業立ち上げ の一例

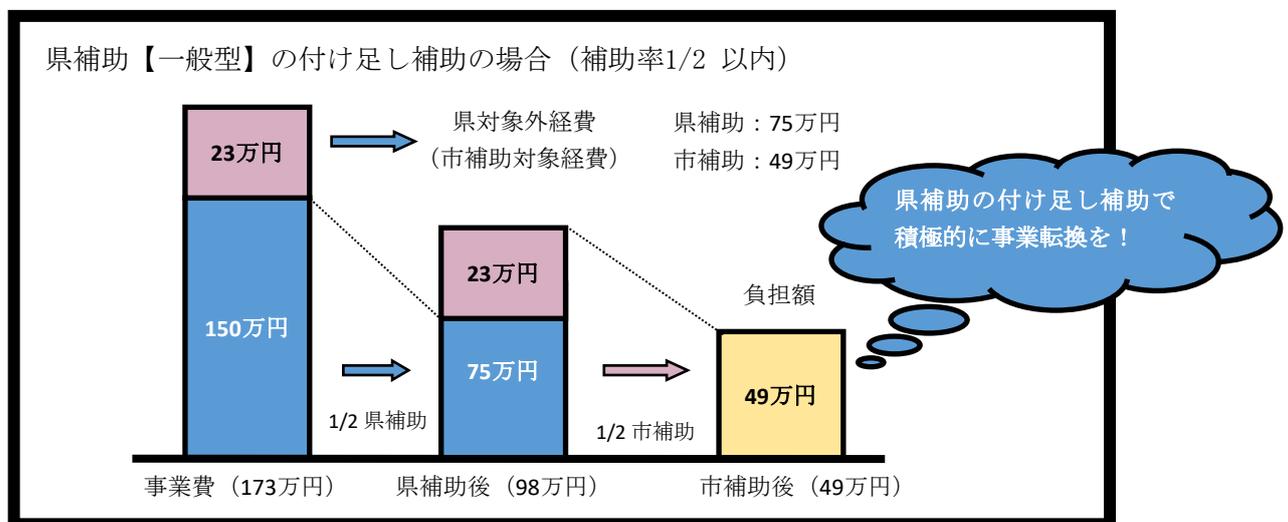
- 製造業：食品加工業者が、個人客向け販売を新たに開始するためのECサイト登録料。  
 小売業：サブスクリプション型販売を開始するために新たにかかる人件費や研修費。  
 飲食業：新たにテイクアウト販売を開始するための備品購入費や車両リース・レンタル費。  
 団体客向けの店舗を個人客向けに転換するためにかかる設備費。  
 サービス業：新たにオンライン配信型の教室を開始・運営するためのスタジオ代や機材購入費。

## 事業者負担のイメージ

例) 飲食店がテイクアウト販売を開始する場合（県補助の付け足し補助の場合）

①設備工事費	: 24万円	②開発費（デザイン料）	: 30万円	③開発費（試作の材料費）	: 12万円
④開発費（実販売用材料費）	: 11万円	⑤展示会等出展費	: 3万円	⑥広報費（ECサイト製作費）	: 9万円
⑦広報費（販促品）	: 24万円	⑧店内改装	: 48万円	⑨駐車場代	: 5万円
⑩セミナー参加費	: 2万円	⑪人件費	: 5万円	合計	173万円

①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧は県補助経費 150万円 / ④、⑨、⑩、⑪は県補助対象外（市補助対象経費） 23万円



## ご提出・お問い合わせ先

担当課：新発田市 商工振興課 商業・まちなか振興係（ヨリネスしばた6階）  
 住 所：〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号  
 電 話：0254-28-9650（直通）